

平成29年9月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成29年9月15日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成29年9月15日 午前9宣告（第8日）

応 招 議 員 1 番 下川 芳樹 2 番 坂本 玲子 3 番 邑田 昌平
4 番 森 正彦 5 番 片岡 勝一 6 番 松浦 隆起
7 番 岡村 統正 8 番 中村 卓司 9 番
1 0 番 永田 耕朗 1 1 番 西村 清勇 1 2 番 今橋 寿子
1 3 番 徳弘 初男 1 4 番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出 席 議 員 1 番 下川 芳樹 2 番 坂本 玲子 3 番 邑田 昌平
4 番 森 正彦 5 番 片岡 勝一 6 番 松浦 隆起
7 番 岡村 統正 8 番 中村 卓司 9 番
1 0 番 永田 耕朗 1 1 番 西村 清勇 1 2 番 今橋 寿子
1 3 番 徳弘 初男 1 4 番 藤原 健祐

欠 席 議 員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	産 業 建 設 課 長	公文 博章
教 育 長	川井 正一	健 康 福 祉 課 長	田村 秀明
会 計 管 理 者	真辺 美紀	町 民 課 長	和田 強
総 務 課 長	麻田 正志	国 土 調 査 課 長	廣田 郁雄
税 務 課 長	森田 修弘	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉野 広昭
収 納 管 理 課 長 補 佐	戸田 郁	病 院 事 務 局 長	渡辺 公平
チ-ム佐川推進課長	岡崎 省治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成29年9月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成29年 9月15日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成28年度佐川町一般会計の決算の認定について |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成28年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成28年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成28年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成28年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成28年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成28年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成28年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成28年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第62号 | 平成29年度佐川町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第11 | 議案第63号 | 平成29年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第64号 | 平成29年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第65号 | 平成29年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第66号 | 平成29年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 議案第67号 | 平成29年度佐川町病院事業特別会計補正予算(第1号) |

日程第 16	議案第 6 8 号	さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の制定について
日程第 17	議案第 6 9 号	斗賀野駅舎の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 18	議案第 7 0 号	佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 7 1 号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 7 2 号	佐川町手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について
日程第 21	議案第 7 3 号	平成 2 8 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について
日程第 22	議案第 7 4 号	佐川町立保育所使用に関する協定書の締結について
日程第 23	議案第 7 5 号	とかの集落活動センターあおぞらの指定管理者の指定について
日程第 24	議案第 7 6 号	工事請負契約の締結について
日程第 25	発委第 2 号	農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書
日程第 26	発委第 3 号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書
日程第 27	発議第 1 号	柳瀬川河川改修事業に関する意見書
日程第 28	発議第 2 号	「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第二条に規定する国の負担又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、認定第1号、平成28年度佐川町一般会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番（中村卓司君）

小さいことにつきましては、いろいろ勉強会で勉強させていただきました。それで、全体的なことを少しお聞きをしたいと思っておりますけれども。特に、課それぞれありますけれども、産建課長にお聞きをしたいと思っておりますが。この今回の決算、総合的に見てですね、積み残しをされた事業はですね、金額、件数と、あろうと思っておりますけれども、わかっている範囲で、28年度決算で次への積み残しをされた金額なり、件数なりをお聞かせを願いたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

産業建設課長（公文博章君）

お答えします。28に執行が残りまして、29に残りました工事の件数について説明させていただきます。要望、地域の方々からの要望、要望に対する工事で、例えば農道水路の改修とか、いう工事につきまして、28年度に執行ができなかった件数が9件ございます。あと、その町道、それから町管理河川の改修、修繕等で要望がいただいております箇所では執行ができなかった箇所が24件ございます。以上です。

8番（中村卓司君）

積み残しの件数は思ったより少ないというふうに思いますけれども。この積み残しをせざるを得なかった条件といたしますか、どのような感じで積み残されたかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

産業建設課長（公文博章君）

お答えいたします。積み残りました理由としましては、その28年度の予算で対応できなかった、予算が足りなかった、ということもござひます。それで、残った工事につきましては、特にその規模の大きな工事などは、例えば1千万近い工事などは、その全体の予算から見ますと割と大きな割合を占めますので、なかなか、そこに着

工すればほかの箇所がまた何カ所かできなくなるということも懸念されて、割と大きな工事なんかも残っているようなこともございます。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

一般会計の決算の認定の採決は、起立によって行います。

認定第1号、平成28年度佐川町一般会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を願います。

賛成全員。

したがって、認定第1号は認定されました。

日程第2、認定第2号、平成28年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第2号、平成28年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第2号は認定されました。

日程第 3、認定第 3 号、平成 28 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第 3 号、平成 28 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 3 号は認定されました。

日程第 4、認定第 4 号、平成 28 年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第 4 号、平成 28 年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 4 号は認定されました。

日程第 5、認定第 5 号、平成 28 年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第5号、平成28年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第5号は認定されました。

日程第6、認定第6号、平成28年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第6号、平成28年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第6号は認定されました。

日程第7、認定第7号、平成28年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第7号、平成28年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第7号は認定されました。

日程第8、認定第8号、平成28年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第8号、平成28年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第8号は認定されました。

日程第9、認定第9号、平成28年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第9号、平成28年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第9号は認定されました。

日程第10、議案第62号、平成29年度佐川町一般会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第62号、平成29年度佐川町一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第63号、平成29年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 63 号、平成 29 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 64 号、平成 29 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 64 号、平成 29 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 65 号、平成 29 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 65 号、平成 29 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 66 号、平成 29 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 66 号、平成 29 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 67 号、平成 29 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 67 号、平成 29 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第

1号) について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第68号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第68号、さかわぐるぐるバスの運行に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第69号、斗賀野駅舎の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第69号、斗賀野駅舎の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 70 号、佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 70 号、佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 71 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 71 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 72 号、佐川町手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番（坂本玲子君）

おはようございます。今回、この条例が出されて大変うれしく思っています。前文で、「全ての町民が、お互いの存在価値を認め、安心して暮らせる佐川町を目指し、この条例を制定する」という言葉に意気込みを感じました。

この条例が絵に描いた餅にならないために、来年度から、必要な予算措置をとり段階的に進めていくことと思いますが、来年度に向けてどのような計画を立てて進めるつもりなのか、お伺いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。来年に向けての実施内容ということですが、すぐにできることと、時間を要すること、また役場の中で関係機関と連携や調整が必要なこともあります。その中で、まずできることから取り組みたいと思っています。

今回提出しています条例第 7 条第 2 号、コミュニケーション手段への理解、普及については、条例制定を町広報やホームページで周知、またリーフレットなどの作成を考えています。7 条 3 号のですね、コミュニケーション手段を使用するに当たっての環境整備につきましても、現在、健康福祉課の窓口には、耳マークなんかの掲示をしています。この耳マーク以外の指さしボードなどをですね、設置を考えています。また、その他必要に応じて町主催の講演会とか研修会に手話の通訳や要約筆記等の配置を考えています。

一番難しくなるのはですね、第 1 号の、手話を学ぶ機会とですね、第 4 号のコミュニケーション支援者等の確保及び養成ということになりますが、役場内やですね、県関係機関などと今後協議をしながらですね、取り組んでまいりたいというふうに考えてます。

学ぶ機会ということになりますと、誰を対象にするとか、あるいはどこまでの内容をやっていくとか、どこまでできるようにするとか、そういったことがありますので、町全体で考えて取り組んでい

きたいというに考えています。以上です。

2 番（坂本玲子君）

私たち一般町民も、そういう勉強をしなきゃいけないなあとは感じていますが、昨年手話の研修を行いました。今年度は、会の始まる前に手話の歌を歌って、その意味を説明してもらい、とても新鮮な気持ちで新しい未来が開けてくる感じがしています。

お互いの理解を深めることはとても大切なことです。でも1年で全てをなかなかやることは難しいと思いますが、あせらずに、しかし着実に前進していただきたいと思います。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番（中村卓司君）

私のほうから少し、お聞きをしたいと思います。この条例は、坂本議員のほうから条例の提案がありまして、私のほうからもさせていただいた経過がございます。そして岡崎課長の時代に、制定をするということを確認をいただきました。そして時期もですね、9月議会には提出をするということで、今議会、9月議会に提出をされるという経過がございます。

私の質問の折にですね、確か、申し述べたと思うんですが、この制定につきましては、机上ではなく現場の人たち、聾啞者であるとか、いわゆるこれにかかわるような関係者のお話も踏まえて、制定をしてくださいよという話をしたと思うんですけども、この条例の制定につきまして、そういうお話がなされた上でですね制定になったのかということをお聞かせを願いたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。制定に当たってですね、関係機関などと話し合いがあったかというような御質問だと思いますが。身体障害者協議会のほうにはですね、まず1案というか最初の案を示して、何か足らんようなことがあれば返してくださいということで1回やってですね、大体いいということであったんですが、もう1度またですね、案を練り直してですね、2回、3回という感じでですね、身体障害者のほうにはですねお示しさせていただきました。

また、佐川町にはですね、手話サークルというのがあるんですが、手話サークルの方にもですね、2人の方、1人の方に言ったら、こちらの人にもう1回言ってくださいということで、2人の方に言っ

てですね、これで構いませんということでした承いただきました。以上です。

8 番（中村卓司君）

大変結構なやり方をしていただいた。しかもですね、議会で提案したことについて、なかなか、即実行というのが難しい現場が多いわけでございますけれども、フットワークが軽くてですね、即、約束どおりの9月議会に提出をいただきましたことをですね、お礼を申し上げたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたしたいと思います。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 72 号、佐川町手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 73 号、平成 28 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 73 号、平成 28 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 74 号、佐川町立保育所使用に関する協定書の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 74 号、佐川町立保育所使用に関する協定書の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 75 号、とかの集落活動センターあおぞらの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 75 号、とかの集落活動センターあおぞらの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 76 号、工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 76 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25、発委第 2 号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（西村清勇君）

おはようございます。

(以下、発委第 2 号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書」 1 ページ目朗読)

案文を朗読させていただきまして提案とさせていただきます。

(以下、発委第 2 号「農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書」 2 ページ目朗読)

以上です。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第2号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、発委第3号、「全国森林環境税」の創設に関する意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（西村清勇君）

（以下、発委第3号『「全国森林環境税」の創設に関する意見書』

1 ページ目朗読）

案文を朗読して提案とさせていただきます。

（以下、発委第3号『「全国森林環境税」の創設に関する意見書』

2 ページ目朗読）

以上です。よろしく申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第3号、『「全国森林環境税」の創設に関する意見書』について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第27、発議第1号、柳瀬川河川改修事業に関する意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

5番（片岡勝一君）

（以下、発議第1号「柳瀬川河川改修事業に関する意見書」1ページ目朗読）

案文を読ませていただきます。

（以下、発議第1号「柳瀬川河川改修事業に関する意見書」2ページ目朗読）

よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号、柳瀬川河川改修事業に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第28、発議第2号、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第二条に規定する国の負担又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

7番（岡村統正君）

(以下、発議第2号『「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第二条に規定する国の負担又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書』1ページ目朗読)

案文を読み上げて提出にかえさせていただきます。

(以下、発議第2号『「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第二条に規定する国の負担又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書』2ページ目朗読)

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長(藤原健祐君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第2号、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第二条に規定する国の負担又は補助の割合の特例の継続等に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶願います。

町長(堀見和道君)

改めまして、おはようございます。本日は、平成28年度佐川町一般会計を初めとする28年度の全ての決算につきまして認定をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、平成29年度佐川町一般会計補正予算を初めとして、全ての議案につきまして御承認をいただきまして、まことにありがとうございます。

きょうのこの9月の定例会をもちまして、私自身、4年の町長としての仕事を、議会として、定例会としての職務が全て終わりになります。4年前、平成25年の12月定例会でありましたが、まだいろいろと慣れないこともあって、この場所に登壇をするのもおぼつかないことがあったなあということ、懐かしく思い返しております。

藤原議長には、議長としてまた人生の先輩として、いろいろなことを教えていただきました。また、御指導もいただきました。この場をお借りして御礼を申し上げさせていただきたいなあというふうに思います。ありがとうございました。

また議員の皆様には、私が足りないところを皆様にいろいろと教えていただき、御指導いただき、支えていただき、叱咤激励いただき、本当にいろいろなことを学ばせていただきました。ありがとうございました。この4年間で、皆様のおかげで私自身、少しは成長することができたのではないかなあというふうに思っております。

ただ、まだまだ、人としても町長としても足りないところがたくさんあるなあということ、この場に立たせていただき、今、痛感を感じているところであります。一生懸命、初心に戻って身を引き締めて、これからの人生も頑張っていきたいなあというふうに思っております。

また、副町長、教育長を初め、執行部の庁議メンバーには、私が行政経験がない中、皆様にはいろいろな立場で、いろいろな角度から支えていただきました。ありがとうございました。

本当に4年間、素晴らしい仕事、大変ありがたい仕事をさせていただいたなあという感謝の思いでいっぱいです。全ての佐川町民の皆さん、全ての関係者の皆さんに感謝を申し上げて、この4年間のお礼を申し上げて、私の閉会の挨拶にかえさせていただきます。

本当に、皆さんありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

町長の挨拶が終わりました。今任期最後の定例会でありますので、先例に従いましてお許しを願ひまして、私のほうからも議長として一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

この議会を最後に議員を勇退される方もおいでるようです。本当に、佐川町議会の発展のため、また住民福祉のために御尽力をいただきまして、本当に、この場をお借りいたしまして心から感謝と御

礼を申し上げます。

私も議長として後1カ月余りの任期でございますが、この職責を無事に全うすることができましたのは、議員の皆様方の御支援、御協力のたまものであると、改めて感謝を申し上げます。そして町長を初め職員幹部の皆様方にも、この議場ではいろいろと御協力をいただき無事に議会運営ができましたこと、本当に、厚く御礼を申し上げます。

今後も、佐川町発展のために御尽力いただくとともに、皆様方の活躍を心から祈念をいたしまして、言葉は足りませんが、議長の挨拶とさせていただきます。

本日の会議は、これを持ちまして終わります。

平成29年9月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時3分